

H24.6.2

# 看取りは警察と無関係



長尾和宏 (ながお・かずひろ)  
東京医大卒業後、大阪大第二内科入局。平成7年、尼崎市で「長尾クリニック」を開業。外来診療から在宅医療まで「人を診る、総合診療を目指す。医学博士。労働衛生コンサルタント。関西国際大学客員教授。53歳。ブログ(<http://www.nagaoclinic.or.jp/doctorblog/nagao/>)が好評。

超高齢化社会を迎え、在宅や施設で最期を迎える方が増えています。しかし、それを怖がる医療スタッフ・介護スタッフが多いのも現実です。何が怖いのでしょうか？

「在宅看取り＝警察沙汰？」という間違ったイメージが染みついていくように感じます。末期がんや老衰で寝たきりとなり、在宅看取りを前提にして診ている方が亡くなられても、それは決して「事

## 「在宅」妨げる法律の誤解

しかし、どこで間違ったのか。「24時間以内に診察していただければ、死亡診断書を出行できない。つまり、警察に届けなければいけない」と誤解している医療者の多いこと！事件でもなんでもないので、警察にかかわるのは誰も嫌です。

この法律の誤解から、多くの医療者や市民が在宅看取りを避ける傾向があります。あ

が往診して死亡診断書を書くことができます。最近では同居の高齢者が増えています。たとえ末期がんを

件」でもなんでもありません。今回は「看取りの法律」について少し解説します。実は「在宅看取り＝警察沙汰？」という間違った刷り込みは、医師法20条という法律の誤解に起因しています。この法律には「24時間以内に診

察していれば、医師は死亡に立ち会わなくても死亡診断書を発行できる」とうたわれています。

家族から呼吸停止との連絡を受けたあと、患者さんの家に行かなくても死亡診断書を出行できるという内容です。なんとすごいことがうたわれているのでしょうか。昭和24年制定のこの法律は、当時の無医村や離島状況を勘案してできたのでしょうか。この法律がおおらかな看取りを保証してくれています。

思っておられる方も、最期まで自宅で過ごすことを希望される方が大勢おられます。朝一番に入ったヘルパーさんが、呼吸停止している患者さんを発見することも時々あります。しかし「ケア会議」であ



「平穏死」シリーズ⑤

医師法20条 「医師は、自ら診察しないで治療をし、もしくは診断書もしくは処方箋を交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書もしくは死産証書を交付し、または自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない」

ひよっぴい